中井町公用車広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の振興を図るとともに自主財源を確保し、町が管理する車両(以下「公用車」という。)の運行に要する費用の一部に充てるため、公用車に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

- 第2条 公用車に掲載する広告は、広告の掲載を希望するもの(以下「広告希望者」という。)の事業内容及び掲載する広告の内容が次の各号のいずれにも 該当しないものとする。
 - (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
 - (3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122号)第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
 - (5) 商品先物取引又は消費者金融に類するもの
 - (6) 意見広告又は名刺広告に類するもの
 - (7) 求人広告に類するもの
 - (8) 人権を侵害するおそれがあるもの
 - (9) 児童又は青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
 - (10) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - (11) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、町の信用及び信頼性を損なうおそれがある 等の理由により、広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告のデザイン)

- 第3条 公用車に掲載できる広告のデザインは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの
 - (2) 景観との調和を損なうもの
 - (3) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫させるおそれがあるもの (広告の掲載方法等)
- 第4条 公用車への広告の掲載方法は、広告の内容を表示した特殊フイルムの ラッピングによるもの等とし、公用車に直接表示する方法によることはでき

ない。

- 2 前項の特殊フイルムの材質は、広告掲載期間中における公用車からのはく 離又は広告撤去の際に公用車の塗装のはく離を生じさせないものとする。 (広告の規格等)
- 第5条 広告の規格及び掲載料金、掲載期間並びに掲載位置は、別表のとおりとする。

(広告の掲載申込み)

第6条 広告希望者は、中井町公用車広告掲載申込書(第1号様式)に広告案 を添付して町長に提出するものとする。

(広告の掲載決定)

- 第7条 町長は、前条の申込書の提出があったときは、その適否を決定し、中 井町公用車広告掲載決定通知書(第2号様式)により広告希望者に通知する ものとする。
- 2 広告を掲載できる旨の決定を受けた広告希望者(以下「広告主」という。) は、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)による許可を受けなければならない。

(広告主の責務)

- 第8条 広告主は、公用車に掲載された広告に関する一切の責任を負うものと し、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、町は賠償する責任を 負わないものとする。
- 2 広告主の責めに帰すべき理由により町に損害を与えた場合は、広告主はそ の損害を賠償しなければならない。

(広告掲載料の納入等)

- 第9条 広告主は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。
- 2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告を掲載で きなくなったときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(費用負担等)

- 第10条 広告の作成費用並びに公用車への掲載費用及び撤去費用は、広告主が 負担しなければならない。
- 2 広告の掲載作業又は撤去作業により公用車の塗装のはく離が生じた場合は、 広告主が原状に復さなければならない。
- 3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告の掲載期間中に町の責において広告の破損等が生じた場合は、町が原状に復さなければならない。

(広告掲載の取消し)

- 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定の取 消しをすることができる。
 - (1) 広告の掲載申込みに虚偽があると認められるとき
 - (2) 神奈川県屋外広告物条例による許可を受けないとき
 - (3) 町長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しないとき
 - (4) この要綱の規定に違反したとき

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公用車への広告に関し必要な事項は、 管財主管課長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月16日から施行する。

別表(第5条関係)

1 規格及び掲載料金

規格掲載料金	
5 0 cm × 5 0 cm	1年間6,000円
6 0 cm × 6 0 cm	1年間7,000円

2 掲載期間

広告の掲載作業開始日から1年間(撤去作業日を含む。)

3 掲載位置

町長が指定する公用車の左右両側面それぞれ1か所

第1号様式(第6条関係)

中井町公用車広告掲載申込書

年 月 日

中井町長 殿

住所又は所在地名称代表者氏名⑩

中井町の公用車への広告掲載について、次のとおり申し込みます。

広告掲載 希望公用 車・規格				
広告開始 希望日	年	月	日	
申込者の 事業概要				
連絡先 (担当者)	担当部署・氏名			
	電話			
	ファクシミリ			
	メールアドレス			

- 備考1 申込者の事業概要の欄は、会社案内パンフレット等の添付があれば、 記載不要です。
 - 2 申込書には、広告案を必ず添付してください。

年 月 日

様

中井町長

印

中井町公用車広告掲載決定通知書

中井町の公用車への広告掲載について、次のとおり決定しました。

ļ	
	□ 掲載します
	□ 掲載しません
決定区分	(理由)
広告掲載公	
用車・規格	
広告掲載期間	年 月 日から1年間(撤去作業日を含む。)
	円
広告掲載料	** 同封の納入通知書により納付してください。
	A PADI ON MILITOR ON MILITOR OF COLOR
その他	

備考 神奈川県屋外広告物条例の許可及び広告掲載料の納付が確認できないと きは、広告を掲載することができませんので、注意してください。